

改正 2022年4月13日

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人梅村学園（以下「本法人」という。）が設置する中京大学（以下「大学」という。）及び中京大学附属中京高等学校（以下「高校」という。）の施設（附属する設備、機器備品等を含む。）について、教職員の業務、学生・生徒の課外活動等を目的とする使用の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(範囲)

第2条 使用の対象となる施設は、別表1に掲げるものをいう。

2 別表1に掲げたもの以外の施設の使用については、別に定める。

(管理)

第3条 施設の使用管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、各学校の長とする。

2 大学における施設の使用は、総務部が総括する。

(申請)

第4条 次の各号に掲げる施設の使用を希望する場合は、その使用内容等を所定の手続に従い申請し、あらかじめ管理責任者の許可を受けなければならない。なお、申請は、大学又は高校の部局、大学又は高校が許可した学生・生徒の団体等によるものとする。

(1) 教室（ゼミ室、コンピュータ演習室・情報処理室、実習室・実験室等を含む。）

(2) 運動施設

(3) 会議室

(4) 食堂

(5) ホール

2 施設は、次の各号に掲げる目的に使用する。

(1) 大学又は高校の授業

(2) 本法人、大学、高校による会議若しくは行事又は本法人、大学、高校の部局による会議若しくは行事

(3) 本法人、大学、高校による講演会、説明会、研究会、講座等又は本法人、大学、高校の部局による講演会、説明会、研究会、講座等

(4) 体育会の活動

(5) 大学又は高校が許可した学生・生徒の団体の課外活動（体育会の活動を除く。）

(6) 教職員又は学生・生徒の福利厚生に資するものと管理責任者が特に認めた活動又は行事

(7) 大学校友会又は高校同窓会の行事等

(8) その他管理責任者が特に認めた活動又は行事

3 前項に規定する目的以外で施設の使用を希望する場合は、本法人の教職員又は大学若しくは高校の学生・生徒であっても、学校法人梅村学園外部団体施設貸出規程の定めるところによる。

(担当)

第5条 前条の申請受付は、大学の施設を使用する場合には総務部が、高校の施設を使用する場合には高校事務センターが担当する。ただし、次の各号に掲げる使用については、当該各号に規定する部局が担当する。

(1) 大学における前条第2項第1号に規定する使用 教務センター（教務センター豊田オフィス）

(2) 大学における前条第2項第4号に規定する使用 学生支援課又はスポーツ振興部

(3) 大学における前条第2項第5号に規定する使用 学生支援課（学生支援課豊田オフィス）

(4) 高校が許可した生徒の団体による前条第2項第5号に規定する使用のうち、大学の施設を使用学生支援課又はスポーツ振興部

(許可)

第6条 管理責任者は、申請内容が第4条第2項に規定する目的に該当すると確認できた場合に、これを許可する。

- 2 管理責任者は、申請者が使用を希望する施設にかかわらず、申請された使用目的・日時、使用の規模等に見合った適当な施設の使用をもって許可することができる。
- 3 管理責任者は、使用を許可した場合においても、当該施設を使用する優先すべき行事等が生じたとき、又はその使用目的等が本規程に反すると認めるときは、使用許可を取り消すことができる。  
(使用不可日)

第7条 次の各号に掲げる期間には、施設の使用を認めない。

- (1) 一斉休暇及び就業規則第7条第1項第5号に規定する年末年始
  - (2) 自然災害等により授業の休講及び課外活動等の中止の措置がなされた日。ただし、本法人の教職員のみが参加する会議、行事等は、この限りでない。
  - (3) 入学試験日(大学入学共通テスト日を含み、大学院入学試験日を除く。また、入学試験実施キャンパスが対象となり、大学及び高校間の本法人内での使用の場合は除く。)。ただし、授業、本法人の教職員のみが参加する会議又は行事等は、この限りでない。
  - (4) 消防用設備定期点検日、断水日等施設設備整備が広範囲にわたり行われる期日
  - (5) その他管理責任者が指定する期日
- 2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特に認めた場合は、この限りでない。  
(使用可能時間)

第8条 施設の使用が可能な時間は、原則として9時から22時までとする。ただし、第4条第2項第4号又は第5号に規定する使用の場合は、別表2のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特に認めた場合は、この限りでない。  
(遵守事項)

第9条 施設使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。管理責任者は、施設使用者が各号のいずれかに該当する行為をしたと認められた場合は、使用中止の指示を行う。

- (1) 許可のない模様替え又は危険を伴う物品の持込み
  - (2) 施設の汚損、破壊又は滅失
  - (3) 指定施設以外での飲食
  - (4) 指定場所以外での火気の使用
  - (5) 指定場所以外での喫煙
  - (6) 許可のない掲示
  - (7) 施設内での選挙運動、政治活動その他これらに類する活動
  - (8) 施設内での宗教活動その他これに類する活動
  - (9) その他管理責任者が禁止する行為
- 2 施設使用者は、管理責任者から使用中止の指示があった場合は、直ちに従わなければならない。なお、使用中止に直ちに応じないときは、管理責任者は当該施設使用者による以後の施設使用を禁止することができる。
  - 3 管理責任者は、施設使用者による第1項に規定する違反行為を事後に認めた場合は、当該施設使用者による以後の申請を認めない。
  - 4 施設使用者は、使用に当たって良好な施設環境を保持するとともに、使用後は原状に復さなければならない。

(損害の賠償)

第10条 施設使用者が故意又は過失によって施設に損害を与えたと管理責任者が判断した場合は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 施設使用の取消しの措置がなされた場合は、施設使用者はそのことを理由として本法人に対して損害賠償請求その他一切の請求をすることができないものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、2020年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、中京大学施設使用規程は、廃止する。

附 則

この規程は、2022年4月13日から施行する。ただし、第5条の規定は、2022年4月1日から適用す

る。

別表1 使用の対象となる施設（第2条第1項関係）

(1) 大学

名古屋キャンパス			
0号館	0304舞台教室	0501	0502
	0503	05A	05B
	0601古文書実習室	0603	0604
	0605	0606	0607
	0608	06C	06D
	06E	0701	0702
	0703	0704	0705
	0706	07A	07B
	07C	07D	0801
	0802	0803	0804
	0805	0806	0807
	0808	0809	0810
	08A	08B	08C
	08D	第5会議室	第6会議室
	第7会議室	ヤマテホール	ガレリア
サロン・ド・ヤマテ	ラウンジ①	プレジール	
教職員食堂			
1号館	131	132	133
	13A	13B	13C
	141	142	143
	144	14A	14B
	151	152	153
	154	15A	15B
	15C	15D	161
	162	163	164
	16A	16B	16C
	171	172	173
	清明ホール	1号館1階ロビー	フードコート・レオ ーネ
2号館	アリーナ211	212	213
	221	222	223
	231	232	233
	241		
3号館	34A書道教室（和 室）	34B書道教室	ペペ・ヌーボー
4号館	412	421	422
	423	42A	42B
	42C	42D	42E
	42F	42G	42H
	42i	42J	42K
	42L	431	43A
	43B	43C	43D

	43 E	43 F	43 G
	43 H	43 i	43 J
	43 K	43 L	441
	442	443	ラウンジ②
	4号館 2階ギャラリー	グループ学習室 A	グループ学習室 B
	グループ学習室 C		
5号館	521	522	523
	524	531	532
	533	541	542
	543	544	551
	552	553	554
	561	562	563
	571	572	573
	574	58 A	58 B
	58 C	58 D	58 E
	58 F	58 G	
8号館	811	821	83 A
	83 B	83 C	83 D
9号館	91 A	91 B	91 C
	91 D	91 E	91 F
	91 G	91 H	921
	922	923	924
	925法廷教室	926	
10号館 (体育館)	アリーナ A	アリーナ B	地下アリーナ
	スカッシュコート A	スカッシュコート B	エアロビクススタジオ
	フィットネスルーム		
11号館	第1会議室	第2会議室	第3会議室
	第4会議室		
12号館 (体育館)	ゴルフ練習場	武道場	
屋外施設	グラウンドフィールド	グラウンドトラック	テニスコート A
	テニスコート B	テニスコート C	

豊田キャンパス			
1号館	演習室 1	演習室 2	演習室 3
	演習室 4	演習室 5	演習室 6
	演習室 7	演習室 8	演習室 9
	演習室 10		
2号館	食堂 (1階)	ラウンジ (2階)	
3号館 (体育館)	アリーナ A面 (フリー)	アリーナ B面 (バレーコート)	アリーナ C面 (バスケットコート)
4号館	411	431	
5号館 (小体育館)	卓球場 (1階)	ダンス場 (1階)	体操競技場 (2階)
7号館	711	721	
7号館 (武道館)	柔道場 (1階)	剣道場 (2階)	
8号館	811	812	821
	822	823	824

	825	826	827
	828	841	842
	843	844	845
	846	851	852
	853	854	855
	82A	84A	84B
	84C	84D	85A
	85B	85C	
12号館	1211	1212	1221
12号館（球技・レクリエーション体育館）	多目的ジム（地下1階）	アリーナ（2階）	バスケットボールコート（1階）
	バレーボールコート（1階）		
13号館（プール棟）	屋内プール	屋外プール	
17号館	1721	1731	1732
	1741	1742	1743
	1751	1752	
19号館	食堂（2階）	ラウンジ（3階）	
20号館	2011	2012	2021
	2022		
21号館	2111	2112	2113
	2121	2122	2123
	2131	2132	2133
	2141	2142	2143
	2151	2152	2153
	2154	2155	
24号館（フィットネスプラザ）	フィットネスプラザ		
屋外	陸上競技場	硬式テニス場	一般テニス場
	ソフトテニス場	ラグビー・アメリカンフットボール場	サッカー場
	ハンドボール場	野球場	ソフトボール場
	投擲場	トレーニングハウス	アーチェリー場
	弓道場	多目的グラウンド	ゴルフ練習場
会議室	1号館2階会議室	9号館2階会議室	10号館図書館会議室
	14号館1階小会議室	14号館1階会議室	14号館2階会議室
	15号館A I棟会議室		

(2) 高校

中京大学附属中京高等学校 教室施設			
号館名	階数	教室種別	教室数
1	2	一般教室	4
	3	一般教室	4
	4	一般教室	4
2	1	ラウンジ	1
	2	一般教室 特別室	4 1
3	1	小会議室	1
4	2	一般教室	2
		アクティブラーニングルーム	2

	3	一般教室	4
	4	一般教室	4
5	1	多目的室	1
	2	一般教室	2
		大会議室	2
	3	一般教室	5
	4	一般教室	3
		マルチパーパス	1
コミュニケーションルーム		1	

中京大学附属中京高等学校 運動施設		
建物名	階数	施設種別
体育館	G	トレーニングジム
		ダンススタジオ
	1	卓球場
		剣道場
		柔道場
2	アリーナ	
5号館	1	屋内温水プール
屋外	—	グラウンド
	—	テニスコート
	—	弓道場

別表2 第4条第2項第4号又は第5号に規定する使用の施設使用時間（第8条第1項関係）

		名古屋キャンパス	豊田キャンパス	附属高校
教室	通常講義期間	20時まで		19時まで
	補講期間	20時まで		
	土曜日	18時まで		
	休業日	9時から17時まで		
運動施設	通常講義期間	20時まで	21時30分まで	
	補講期間	20時まで	21時30分まで	
	土曜日	18時まで	19時まで	
	休業日	—	8時から19時まで	
会議室	平日	20時まで	20時まで	
食堂	土曜日	18時まで	18時まで	
ホール	休業日	9時から17時まで	9時から17時まで	